

提供年月日:令和2年(2020年)10月28日

部 局 名:健康医療福祉部

所 属 名:医療福祉推進課

係 名:介護施設指導係

担 当 者 名:狩谷

連 絡 先:077-528-3523

E - m a i l : ed00@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症発生時の 介護施設・事業所間の応援事業を開始します

- 介護関連施設・事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生し、
 - ① 入所施設等において、職員が不足し応援職員の派遣が必要になった場合や、
 - ② 訪問や通所系サービス事業所において、サービスが提供できなくなり、利用者を他の事業所で受け入れる代替サービス調整が必要になった場合の事業者間の応援体制をコーディネートする事業（愛称：B-I-C-A-T（ビー・アイキャット）：びわこ感染制御支援チーム）を実施します。

- 県内の介護サービス事業者団体※が連携して設置する県内団体連携事務局に対して、滋賀県が委託する事業です。
 - ※介護サービス事業者団体
 - ・滋賀県老人福祉施設協議会
 - ・滋賀県介護老人保健施設協会
 - ・滋賀県介護サービス事業者協議会連合会
 - ・滋賀県介護サービス事業者協議会（8地域） 計11団体

- 対象となる事業所：県内すべての施設・事業所 2,374施設・事業所

- 事業開始時期：令和2年10月28日

- 詳細は添付資料をご確認ください。

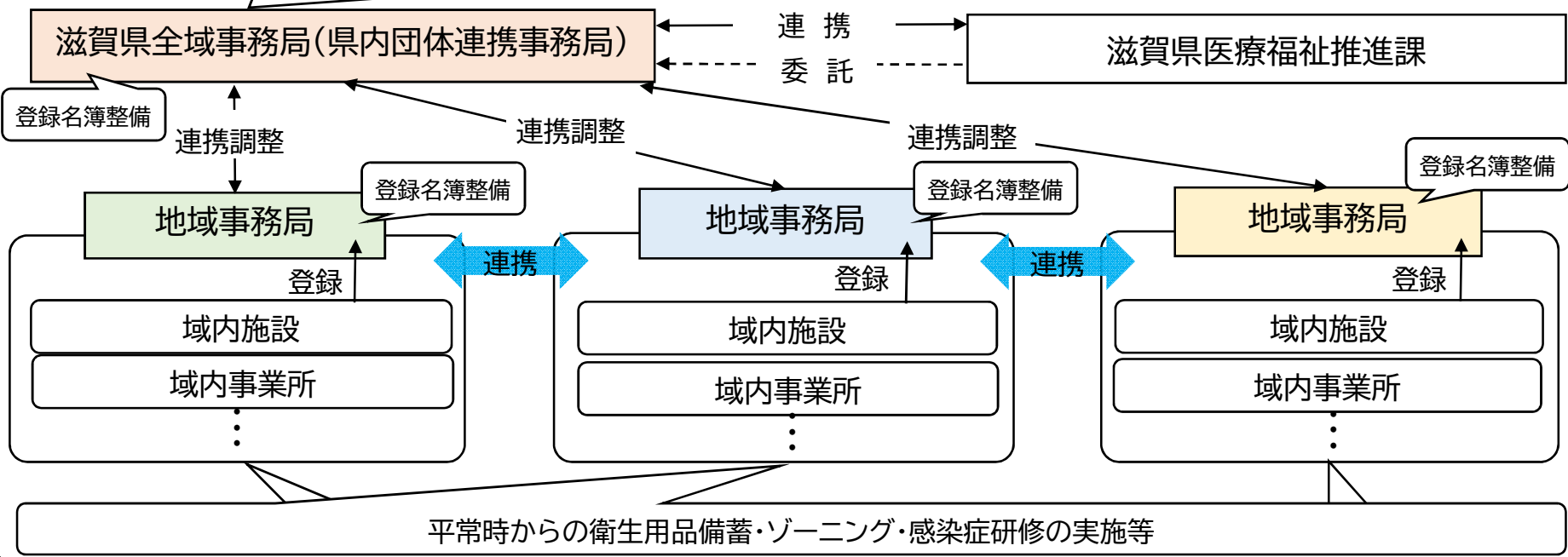
新型コロナウイルス感染症発生時の介護関連施設・事業所等間の応援事業について

- 介護関連施設・事業所等において新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、
 - ①入所施設等において職員が不足した場合の応援職員の派遣が必要になった場合や、
 - ②訪問や通所系サービス事業所の利用者を他の事業所で受け入れる代替サービス調整が必要になった場合の介護サービス事業者間の応援体制をコーディネートする事業を実施
- 県内の介護サービス事業者団体※が連携して設置する県内団体連携事務局に対して、滋賀県が委託
 - ※滋賀県老人福祉施設協議会・一般社団法人滋賀県老人保健施設協会・滋賀県介護サービス事業者協議会連合会等
- 新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス感染症対応・再開支援事業(6月補正)において、緊急時の応援にかかるコーディネート機能の確保等に必要経費を確保

1 県全域および7圏域でのコーディネート機能の整備

県から委託を受けた事業者団体による連携事務局が以下の事務を担うとともに、7保健福祉圏域においても地域事務局をおく

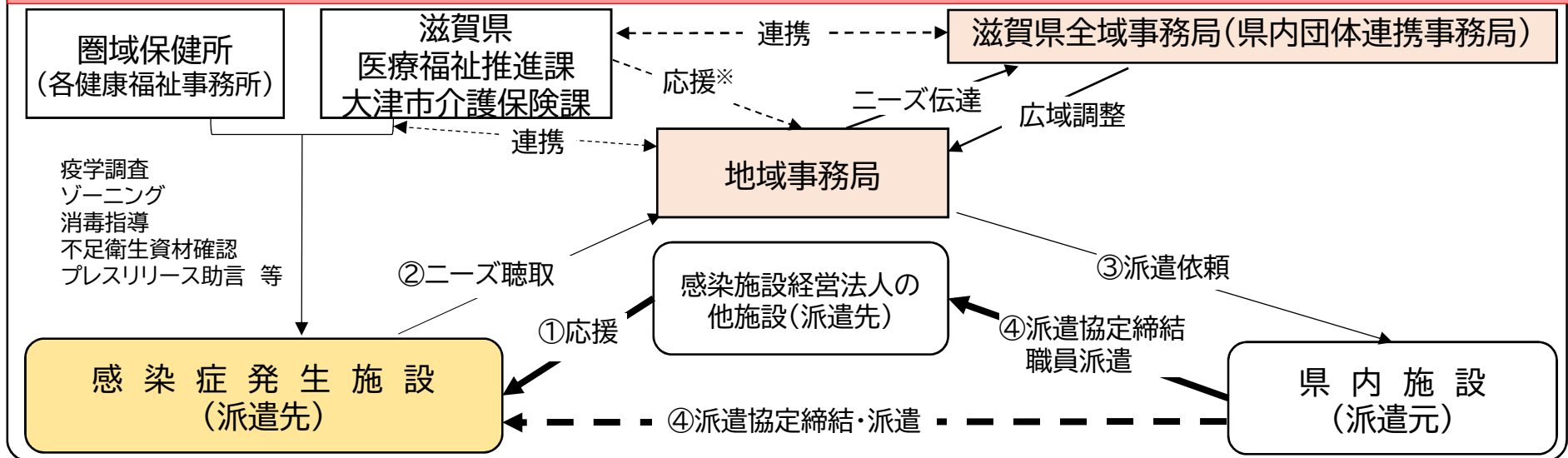
- 登録法人・施設・事業所・派遣職員数・派遣職種等を取りまとめた応援事業登録内容一覧の作成・登録名簿整備
- 職員派遣依頼、代替サービス利用調整依頼の受付および決定
- 依頼先・依頼元施設間の派遣協定締結の調整
- 職員派遣の調整および代替サービス利用に向けた情報整理提供・調整支援 等



2 高齢者入所施設等における集団感染発生時の応援職員派遣

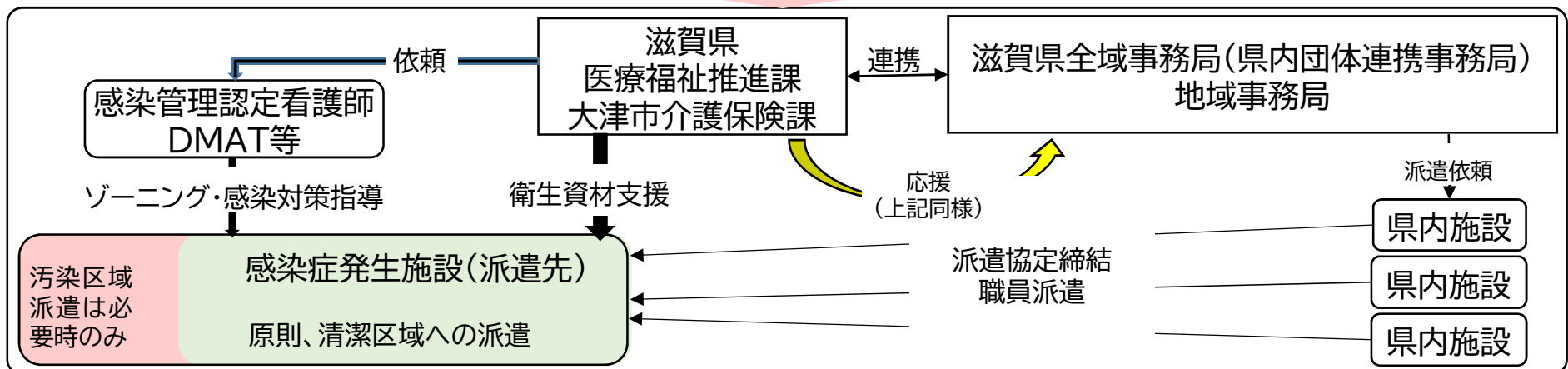
- ① 感染発生施設において介護職員が不足した場合、まずは発生施設の法人の他施設から応援を行う
- ② ①の法人内からの応援で不足する場合、発生施設から地域事務局がニーズ聴取
- ③ 地域事務局と滋賀県全域事務局が連携してあらかじめ登録した県内施設に派遣依頼
- ④ 派遣元施設と派遣先施設とで派遣協定を締結し、職員を派遣(派遣先は感染発生施設または法人他施設への派遣)

集団感染の発生により、入所施設等において職員が不足した場合



発生施設への派遣

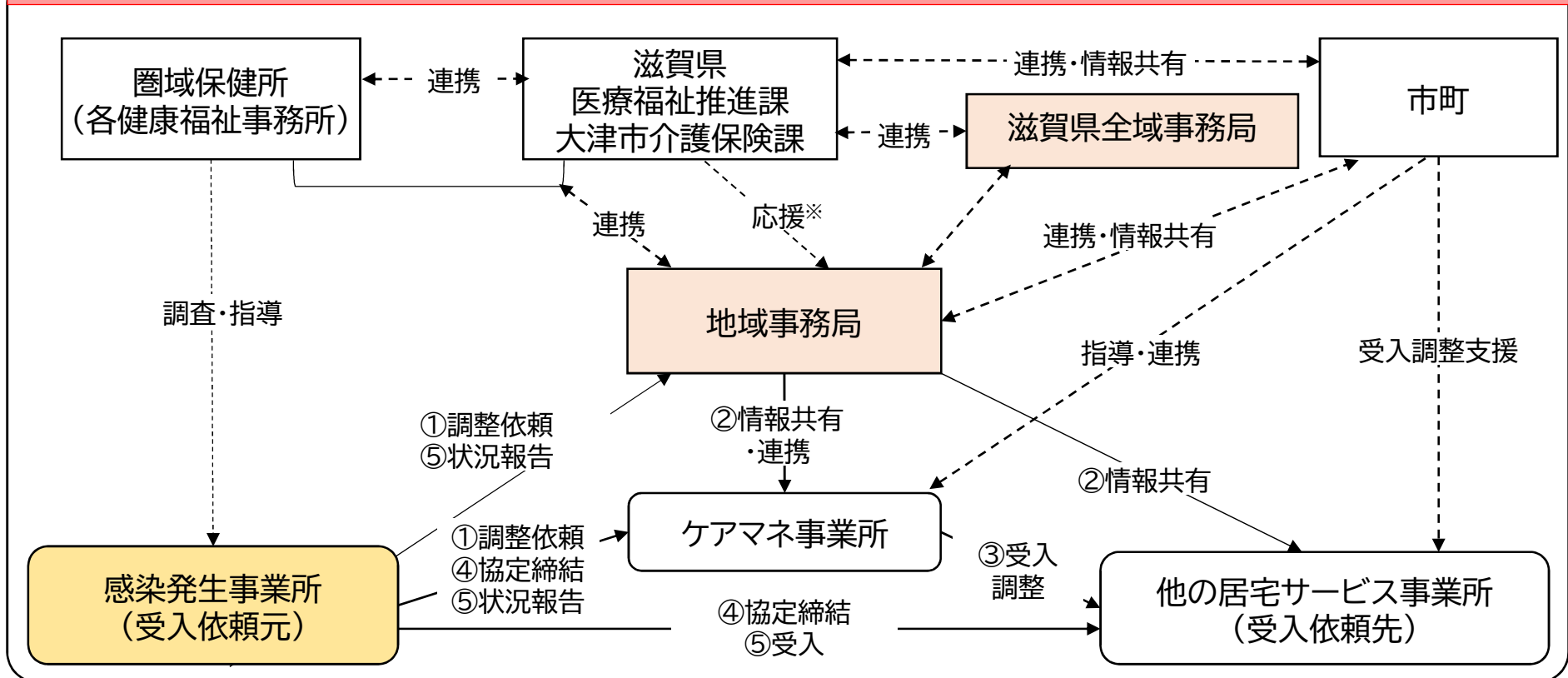
※事務局業務に対する応援を想定。登録事務のほか問題が発生した際の調整業務。



3 居宅サービス事業所間の代替サービス調整

- ① 居宅サービス事業所において陽性者が発生し、職員の欠員によりサービス提供に支障を生じる場合、または一時的に事業所を閉鎖することとした場合、自事業所を利用している利用者が他の居宅サービス事業所を利用できるよう、ケアマネ事業所および地域事務局に代替サービスの提供の調整を依頼する。
- ② 感染発生事業所から、調整が必要な利用者に関する情報、担当の介護支援専門員の氏名や居宅介護支援事業所名などの調整に必要な情報を地域事務局に提供。地域事務局からケアマネ事業所と他の居宅サービス事業所に情報を共有する。
- ③ ケアマネ事業所において受け入れ調整を実施
- ④ 感染発生事業所と受入依頼先居宅サービス事業所とで協定を締結
- ⑤ 受入依頼先居宅サービス事業所により利用者の受入れ。感染発生事業所から地域事務局及びケアマネ事業所に対し状況を報告。

訪問系・通所系サービス事業所が感染発生により一時閉鎖等になった場合



※事務局業務に対する応援を想定。登録事務のほか問題が発生した際の調整業務。